

報告第7号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和7年3月31日処分）

令和7年6月4日提出

筑西市長 設 楽 詠美子



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和 7 年 3 月 31 日公布）

令和 7 年 3 月 31 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 22 号

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

筑西市都市計画税条例（平成 17 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の見出しを「（法附則第 15 条第 36 項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 7 項の見出しを「（法附則第 15 条第 37 項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 8 項の見出しを「（法附則第 15 条第 41 項の条例で定める割合）」に改め、同項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 9 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 20 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の筑西市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

筑西市都市計画税条例の一部改正（概要）について

(参考資料)

1. 改正理由

令和7年度税制改正に伴い、筑西市都市計画税条例について所要の措置を講じるもの。

2. 改正内容

項番	改正条文	条文の見出し	地方税法 対応条文	改正の概要
1	附則第6項	法附則第15条第36項の 条例で定める割合	法附則第15条第36項	○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映
2	附則第7項	法附則第15条第37項の 条例で定める割合	法附則第15条第37項	○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映
3	附則第8項	法附則第15条第41項の 条例で定める割合	法附則第15条第41項	○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映
4	附則第9項	法附則第15条の11の条 例で定める割合	法附則第15条の11	○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映
5	附則第20項	法附則第15条にかかる 項ズレの反映		○法律改正にあわせて改正 ※項ズレの反映

※施行日の記載がない条文は原則日(公布の日)施行